

府中市立府中第七中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

府中市立府中第七中学校

1 いじめ防止に向けた基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の心に長期にわたって深い傷を残し、被害を受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、生命や身体までも深刻な危機を生じさせるおそれがある。このように、いじめは他者の人権を著しく侵害する行為であり、人として絶対に許されるものではなく、行ってはならない行為である。

このような認識に基づき、本校では、**全ての生徒がいじめを行わないこと、及び他の生徒に対するいじめを知りながら放置することなどがないように**、いじめ問題に関する生徒の理解を深め、防止に向けた意識を高めながら、いじめ防止への対策を進めていく。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等の情報通信手段を通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

学校は、いじめが、どの学校・どの学年・どの学級にも起こり得るという認識に立ち、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等の関係者と連携を図りながら、学校全体で**いじめの未然防止と早期発見**に取り組む。また、いじめの訴えやいじめが疑われるような事象があった場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止の徹底に努める。

(保護者の責務)

生徒がいじめの加害者の場合、第一義的な責任は保護者にある。生徒がいじめを行うことのないよう規範意識を養うため、家庭でも指導を行うこと。また、いじめを行った場合は、同じ行為を繰り返さないように家庭で指導を行い、被害者が安心して学校生活が送れるよう可能な限り協力すること。

2 いじめ防止に関する対策

(1) いじめの未然防止・早期発見に対する対策

ア いじめの未然防止に向けた取組

- ① 学校教育目標の「思いやりのある生徒」の具現化を図り、常に他者を「固有の人格をもった唯一無二の存在である」として扱い、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしないこと、いじめを見過ごさないことなどについて、全教育活動を通して組織的に取り組む。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳的な心情を養い、常に公正に判断して、その実践に努めようとする意欲や態度を育むため、全ての教育活動を通じた道徳教育とその要となる道徳の授業

の充実を図る。

- ③ 自分と他人の良さを公平な視点で認め、互いに尊重し合える人間関係を構築していく力を育むとともに、望ましい集団生活を通じた自己肯定感の育成や充実感が感じられる学校生活づくりを目指して、生徒自身の主体性に基づく学級活動や体験活動等の充実を図る。
- ④ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図るとともに、生徒が主体的にいじめ防止に向けた取組を進めていくことができるよう生徒会活動の活性化を図る。
- ⑤ いじめへの理解を深め、その防止の重要性に対する意識を高める機会として、人権作文・人の生き方やあり方についての講演会・豊かな心の育成に向けて全校で取り組むふれあい月間等の実施を通して生徒の意識啓発を図る。

イ いじめの早期発見に対する取組

- ① いじめの早期発見に向け、生徒に対する調査や相談を次のとおり計画的に実施する。
 - いじめに関するアンケート調査 年3回（6月、11月、2月）
 - 心の天気予報 年8回（ふれあいアンケートを実施しない月）
 - 生徒や保護者との面談による情報の収集 年2回（7月、12月）

※その他、必要に応じて面談等を実施する。

- ② 生徒及び保護者が、安心していじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談窓口を設置し、相談体制を整備する。
 - スクールカウンセラーによる相談窓口の設置と家庭への周知
 - 学校としてのいじめ相談窓口の設置
- ③ 生徒の変化を細やかに把握し、いじめに関する情報の迅速な共有化を図るために各学年の代表による委員会を校内に設置し、情報交換等を行うことで、いじめの早期発見と早期対応、及び全校での組織的な対応を図る。
 - 各学年の生活指導担当教員による生活指導全般に関する委員会（週1回）
 - 不登校・不登校傾向にある生徒に関する委員会（週1回）
 - 特別な支援を必要とする生徒に関する委員会（週1回）

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度な流通性・発信者の匿名性・その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラルの徹底を図る。

- SNS等を利用したいじめの防止を図るセーフティ教室等の実施（6月27日）
- SNS等を利用したいじめの防止を図る安全指導の実施（長期休み前・しおり）
- SNS等を利用したいじめの防止を図る道徳の授業（メディアリテラシー）

（2）いじめの早期対応に対する対策

ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止等対策会議」の設置

いじめ防止等を効果的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

〔構成〕

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、その他

〔活 動〕

- いじめの早期発見に関すること
- いじめ防止に関すること
- いじめ事案に対する対応に関すること
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

〔開 催〕

月に１度を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた生徒に対する支援と、いじめを行った生徒とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるよう複数の教職員が目を離さずに観察を行ったり、生徒や保護者の意向を踏まえ、必要に応じて登下校時に教職員が付き添ったりすることで確実に安全を確保する。
- ④ いじめを行った生徒に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、いじめを受けた生徒が安心して登校できるようにならない場合には、必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が学習する教室以外の場所で学習させる。
- ⑤ いじめの関係者間において争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事案が発生した旨を、府中市教育委員会、警察署や児童相談所などの関係諸機関に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取り組みを評価する。

- ア いじめの早期発見に関する組織に関すること
- イ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること